

## 佐久市防犯灯リース導入事業プロポーザル審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 佐久市防犯灯リース導入事業（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザルにより契約業者を決定するため、佐久市防犯灯リース導入事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 提案書等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者で組織する。
  - (1) 総務部長
  - (2) 企画部長
  - (3) 臼田支所長
  - (4) 浅科支所長
  - (5) 望月支所長
  - (6) 総務課長

### (任期)

第4条 委員の任期は、この要領の施行の日から企画提案の審査終了日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を

求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和4年4月から施行する。